

報告 1 特別職報酬等審議会の答申について



秋山会長から答申書を受け取る小坂町長

町長・副町長・教育長の給料額

町議会議員の報酬額



答申

**妥当な水準と判断
据え置きに**

小坂町長は、酒々井町特別職報酬等審議会の意見を聴くため、町長、副町長及び教育長の給料の額並びに町議会議員の議員報酬の額について諮問しました。同審議会はこれに応じて3回にわたる審議を行い、拓殖大学教授秋山義継会長から小坂町長に答申書が手渡されました。

答申内容を報告

《町長・副町長・教育長の給料額》

積極的に改定すべき要因はなく妥当な水準と判断し、据え置きとすることが適当である。なお、町民の負託に応えるべく、町民の福祉の向上と魅力あるまちづくりの実現に向けて不断の努力を積み重ねることを切望する。

《町議会議員の報酬額》

積極的に改定すべき要因はなく妥当な水準と判断し、据え置きとすることが適当である。但し、議員報酬を審議する上で関連のある議員定数については、他団体の状況等を踏まえ、議会の権能を維持できる定数を自らよく検証・議論し、定数の削減に努めるべきである。

また、その他として、「議員の資産公開について、町村の議会議員は法的に定められていないが、130周年を迎えたいちばん古い町の議会が、新しい発想のもとやってみるのもこの情報化社会において議会のPRになるので、他に先駆けてやってもらいたい。」との意見が出されました。

※答申及び審議内容は町ホームページに掲載されています。
(<https://www.town.shisui.chiba.jp/docs/2020022600031/>)

報告2 台風第15号、第19号及び10月25日の大雨による被害状況等について

住家以外の被害額は計1億4,316万円に



町にも大きな爪痕を残した昨年の災害 ~被害状況等~

台風第15号、台風第19号及び10月25日の大雨に係る現時点での被害状況等について報告します。

令和2年2月末現在の被害状況等は以下のとおりです。

り災証明書を発行した住家の被害件数

全壊1棟、半壊9棟、一部損壊388棟

※11月の報告時点から、半壊で2棟、一部損壊で129棟増加

これらの住家被害に対する支出状況

【災害救助法に基づく住まいの確保・再建のための支援】

- ・ 応急修理の半壊家屋に対して2件、119万円
- ・ 一部損壊のうち準半壊に相当する家屋に対して4件、120万円

【住宅修繕緊急支援事業】

- ・ 一部損壊（10パーセント未満）の家屋に対して33件、581万6千円

住家以外の被害額

- | | | | |
|--------------|----------|--------|----------|
| ・ 役場庁舎関係 | 約226万円 | ・ 学校関係 | 約1,000万円 |
| ・ 文化財関係 | 約470万円 | ・ 道路関係 | 約3,189万円 |
| ・ 交通安全施設 | 約125万円 | ・ 公園関係 | 約860万円 |
| ・ 上下水道関係 | 約115万円 | | |
| ・ 農業関係の支援事業費 | 約7,511万円 | | |

【合計】
約1億4,316万円

義援金の支給状況

156世帯、合計255万円を支給

町といたしましては、引き続き、町民の安全・安心の確保と復旧・復興支援に努めてまいります。

報告3 町制施行130周年記念式典について

町制施行130周年記念式典 “新型コロナウイルス”の影響により中止に

—記念事業は1年間を通して実施—

酒々井町は、明治22年の町制施行以来、合併することなく独立独歩の道を歩み続け、昨年4月1日、町制施行130周年を迎えることができました。これは、全国でも群馬県長野原町と当町のわずか二つの町だけです。

そうしたなか、「平成」から「令和」への改元により新たな時代が始まり、記念すべき町制施行130周年である令和元年度の1年間を通して、郷土愛の醸成を図るべく官民協働により記念事業を実施してまいりました。

代表的な事業として、7月から9月にかけて行われた「ふるさと酒々井フォトコンテスト」や10月の「第4回酒々井・千葉氏まつり」、これと併せて行った「ふるさと酒々井花火観覧会」など、町内外を問わず、広く情報発信することができたものと考えています。



「第4回酒々井・千葉氏まつり」
川越藩鉄砲隊による火縄銃演武



「ふるさと花火観覧会」
観覧会場の様子

—記念事業の締めくくりとなる記念式典は、 感染拡大中の「新型コロナウイルス感染症」の影響により中止に—

そして、去る2月22日には、町制施行130周年事業の締めくくりとなる「町制施行130周年記念式典」を、千葉県知事などのご来賓や町勢発展にご尽力いただいた表彰者の方々など、多くの皆様をお招きして開催すべく、万全の態勢で準備を進めてまいりました。

しかしながら、世界各国に影響を及ぼしている「新型コロナウイルス」の感染拡大を受け、町民の皆様の安全・安心の確保が最優先と判断し、苦渋の決断とはなりましたが、式典の中止を決定させていただきました。

このことは、その後の国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を見ても、最善の判断であったと認識しています。

なお、このたびの式典において表彰させていただく予定であった皆様には、速やかに表彰状の贈呈をさせていただいています。

今後も、日本で一番古い町を誇りとし、地域全体で“ふるさと酒々井”を盛り上げていけるよう、町民の皆様と力を合わせ努力してまいりたいと考えています。

報告 4 新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルス
感染拡大中!!

うがい 手洗い 咳エチケット

感染症予防に努めましょう



—町では対策本部会議を開催、
役場庁舎等の来場者の手の触れやすいところは消毒を実施—

国内での新型コロナウイルス（いわゆる「新型肺炎」）感染症の発症確認を受け、町では、新型コロナウイルス感染症対策本部会議を1月31日の第1回から、3月2日現在まで計8回開催するとともに、他機関との情報共有を図りながら、千葉県の指針に基づき、新型肺炎関連の情報をホームページや回覧、広報紙を活用し周知しました。



対策本部会議の様子

また、感染症対策の一環として、各施設に手洗いや咳エチケットを奨励するポスターの掲示や、消毒液の配置、さらに、感染症の蔓延を防止するため、防災行政無線を活用した注意喚起や、役場庁舎の窓口等、来場者の手の触れやすい所をこまめに消毒するなど、感染拡大の防止に努めているところです。

－感染リスクのあるイベントは中止、学校も臨時休業に－

なお、国の基本方針に基づき、対策本部会議において、町主催のイベント等の基本的な考え方を検討し、町民の皆様の安全・安心を最優先に、当面の間、感染リスクのあるイベント等は中止とさせていただきました。

そして、去る2月27日には、安倍総理大臣より「小中高等への臨時休業の要請」があり、学校の臨時休業については、法令上「学校の設置者が必要と判断した場合に行うことができる」となっていることから、当町では、3月2日から23日までを臨時休業とすることとしました。

なお、小学校の低学年（1・2年生）及び特別支援学級に在籍している児童で保護者が対応できない場合には、児童の居場所を確保するとともに、卒業式については、必要最小限の人数にて実施します。

－感染症対策をお願いいたします－

感染症予防には、風邪や季節性インフルエンザ対策と同様に「手洗い・うがい・咳エチケット」に心がけていただくことが重要です。また、体調がすぐれないときは外出を控え、休養をとり、栄養バランスのとれた食事を心がけるなど、町民の皆様一人ひとりが感染症対策に努めていただきますようお願いいたします。

報告5 青少年交流の家に係る提訴の経過報告について

令和元年12月議会において行政報告させていただきましたが、その後の経過を報告させていただきます。

令和元年10月16日の第9回弁論準備手続きに引き続き、令和元年12月4日に第10回弁論準備手続きが行われ、被告側から準備書面8・9が提出され、審議が行われました。

また、令和2年1月27日に第11回弁論準備手続きが行われ、被告側から準備書面10・11が提出され、審議が行われました。

次回の日程は、令和2年3月12日に決定し、弁論準備手続きとして行われることとなりました。



建設途中となっている青少年交流の家